

E UのP P W R (包装・包装廃棄物規則) の概要

令和6年5月

【問い合わせ先（E Uプラットフォーム・ブリュッセル事務局）】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

1. PPWRとは

- 2022年11月、欧州委員会は、EU域内の包装全般の廃棄物の削減等を目的に、包装・包装廃棄物規則案（PPWR: Packaging and Packaging Waste Regulation）を提案。
- 2024年3月、欧州委員会、EU理事会及び欧州議会は、トリログで本規則案に暫定合意。2024年4月の欧州議会本会議で暫定合意案を可決。今後、EU理事会で採択予定。※本資料の条文番号等は3月暫定合意案のものを使用。官報掲載された段階で更新予定
- 本規則案は、官報掲載20日後に発効し、個別に適用時期が定められた規定を除き、その18ヶ月後から適用される予定。

✓ 食品に限らず**全ての包装及び包装廃棄物**が対象

✓ 包装廃棄物削減に向け、以下の取組を強力に推進

- ① 廃棄削減（prevention/avoiding waste）
- ② 再利用（reuse）
- ③ リサイクル（recycling）

✓ 輸入品を含め、**多くの規制が2030年から適用**



出典：EU理事会HP

<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/packaging/>

2. 提案の背景

1 E U域内の包装廃棄物の量が増加（固形廃棄物の三分の一が包装廃棄物）

- ✓ オンラインショッピング、宅配、テイクアウト等の普及により、包装廃棄物量が増加。EUでは、毎日1人当たり0.5キロの包装廃棄物を排出
 - 都市の固形廃棄物の三分の一が包装廃棄物
 - 2021年8,400万トンの包装廃棄物（2010年比24%増加）
 - このままでは、2030年には包装廃棄物が更に19%増加する見込み

2 廃棄物量とリサイクル廃棄物量の割合が乖離

- ✓ リサイクル率の増加を上回るペースで包装廃棄物量が増加
- ✓ 加盟国がリサイクル目標を達成できない理由の一つが、リサイクルできない包装材

3 環境への負荷



- ✓ 紙の50%、プラスチック使用量の40%が包材利用



- ✓ 海洋ゴミの半分以上が包装材



- ✓ 包装から生じるCO₂排出量は中規模のEU加盟国並

3. P PWRが掲げる目標

- ① 包装廃棄物の発生削減
- ② 費用対効果の高い包装に関するサーキュラーエコノミーの促進
- ③ E U域内の包装規制に関する統一（指令94/62/ECは廃止）

✓ 包装廃棄物の削減目標（1人当たり）（2018年比・量）（第38条）

2030年までに － 5 %

2035年までに － 10 %

2040年までに － 15 %

✓ 2030年までに E U域内での包装を100%リサイクル可能に（第6条）

✓ リサイクル目標（第46条）（従来と同じ目標）

包装の種類	2 0 2 5 年	2 0 3 0 年
包装全般	6 5 %	7 0 %
紙・段ボール	7 5 %	8 5 %
鉄金属	7 0 %	8 0 %
ガラス	7 0 %	7 5 %
アルミニウム	5 0 %	6 0 %
プラスチック	5 0 %	5 5 %
木材	2 5 %	3 0 %

4. PPWRの構成

I. 包装・包装廃棄物の要件

【1. 持続可能性要件：4-10条】

6つの持続可能性要件を定め、**当該要件を満たさない包装の上市を禁止**（4条）

- ①有害物質の使用規制（5条）
- ②リサイクル可能な包装（6条）
- ③プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条）
- ④堆肥可能な包装（8条）
- ⑤包装の最小化（9条）
- ⑥再利用可能な包装（10条）

【2. 表示規制：11条】

II. 事業者・加盟国の義務

【3. 事業者の義務：13-28条】

- ①持続可能性要件
- ②表示義務
- ③**適合評価/宣誓書**
- ④関係書類保管義務
- ⑤連絡先表示
- ⑥是正措置義務
- ⑦情報提供義務
- ⑧包装の空きスペースの上限(21条)
- ⑨特定の包装の使用禁止(22条)
- ⑩**再利用（リユース）** (23-28条)
- ⑪充填・詰め替え(28a,b条)

【4. 加盟国の義務：29,39,43,44条】

- ①プラスチック製買い物袋の削減(29条)
- ②生産者登録簿(39条)
- ③再利用・デポジット・リターン・システム(43-44条)

【5. 適合性評価：30-34条】

製造事業者が各要件への適合を技術文書で実証し、自己の責任で保証・宣言

【6. 拡大生産者責任(EPR)：40-42条】

5. 具体的な規制内容（一覧）

- 目標達成のため、**6つの持続可能性要件**（第2章（第5条～第10条））を定め、**当該要件を満たさない包装の上市を禁止**（第4条）
- 各要件への適合は、**製造事業者が附則Ⅶに従って作成する技術文書で実証し、自己の責任で保証・宣言**（E U適合宣誓書を作成）する。

①有害物質の使用規制（第5条）	②リサイクル可能な包装（第6条）
➤ 包装材に含まれる有害物質（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）の濃度の合計が基準値を超えてはいけない。 ➤ 基準値以上のP F A Sを含有する食品接触包材を用いてはいけない。	➤ 市場に出回る包装は全てリサイクル可能でなければならない。
③プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（第7条）	④堆肥可能な包装（第8条）
➤ リサイクル材を類型に応じて最低10%以上等包装に用いなければならない。	➤ ティーバッグ、コーヒーの個包装、果物・野菜に添付されるラベルは、第6条の例外として、堆肥化可能でなければならない。
⑤包装の最小化（第9条）	⑥再利用可能な包装（第10条）
➤ 市場に出回る包装は、その機能が保証される最小限としなければならない。	➤ 再利用可能な包装とみなされるためには、再利用・再充填を目的として設計・上市されなければならない。

5. 具体的な規制内容①（第5条 有害物質の使用規制）

【有害物質 1：懸念物質】

1. 包装は、**懸念物質の存在・濃度が最低限になるよう製造**されなければならない。
2. 欧州委員会は、包装中の懸念物質の存在を監視し、適切な場合は、フォローアップ措置を講じなければならない。
3. 欧州委員会は、**2026年12月31日までに懸念物質の存在に関する報告書を作成**しなければならず、適切なフォローアップ措置を検討する。

【有害物質 2：鉛、カドミウム、水銀、六価クロム】

1. 包装内の**鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度は100mg/kgを超えてはならない。**

【有害物質 3：PFAS】

1. 規則**施行開始18ヶ月以降、一定の基準値を超えるPFASが含まれる食品接触包装は市場に上市させてはいけない**（他のEU規制により禁止されない場合を除く）。
2. 規制の適用から4年以内に、EUの他のPFASとの重複を避けるために、PFAS規制の修正又は廃止を行う。

5. 具体的な規制内容②－1（第6条 リサイクル可能な包装）

1. 市場に出回る包装は、全てリサイクル可能でなければならない。

→ 何を持ってリサイクル可能とする？



2. リサイクル可能とは、以下の2つの条件を満たす場合をいう。

① マテリアルリサイクルのために設計されている

✓ **2030年1月1日**（又は委任規則施行の2年後のどちらか遅い時期）から適用。

② 大規模なリサイクルが可能

廃棄物となった場合、個別に回収し、他の廃棄物のリサイクル性に影響を与えることなく特定の廃棄物に分類され、実施規則に基づき大規模なリサイクルが可能

✓ **2035年1月1日**（又は実施規則施行の5年後のどちらか遅い時期）から適用

5. 具体的な規制内容②－2（第6条 リサイクル可能な包装）

→ どのようにして、リサイクル可能性基準を満たしていると判断する？

1. 製造事業者が、包装のリサイクル可能性を、①委任規則、②実施規則に基づき評価する。
2. リサイクル可能性評価は、A，B，Cの性能等級に基づき行い、以下の等級を満たす包装のみが上市可能。
 - ① 2030年1月1日（又は委任規則施行の2年後のどちらか遅い時期）以降は、A，B，C評価を満たす包装のみ
 - ② 2038年1月1日以降は、A，B評価を満たす包装のみA：重量換算95%以上、B：80%以上、C：70%以上リサイクル可能
3. 欧州委員会は、以下の期日までにそれぞれ規則を定める。
 - ① 2028年1月1日まで：リサイクル基準と性能等級を定める委任規則
 - ② 2030年1月1日まで：大規模リサイクルに関する方法論等を定める実施規則を

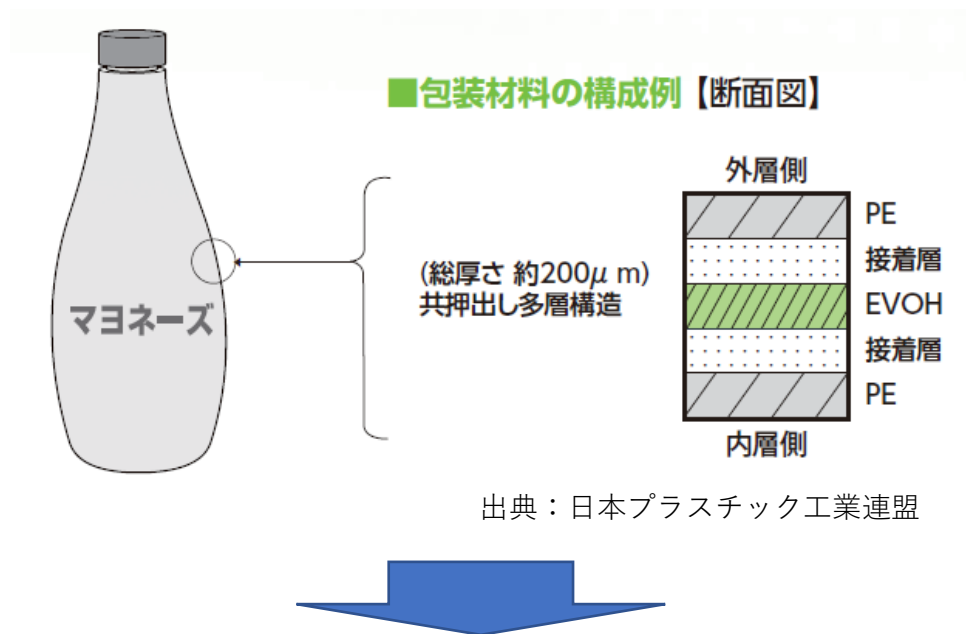
【例外】

ただし、革新的包装については、その技術を証明し、所轄当局に通知することを前提に、最初に市場に投入されてから5年間は、リサイクル基準を満たさない場合も、2030年1月1日以降も上市できる。

【参考】 多層フィルムの 取扱い

- 多層フィルムとは、様々なプラスチック素材を貼り合わせ、酸素の遮断性、強度、遮光性の向上を確保することで、食品に安全性の向上や長い品質保持期間をもたらしている。
- 食肉、調味料、茶等の食品の包装容器に用いられている多層フィルムは、現時点ではリサイクルすることが困難であり、**規則が適用される2030年以降使用が可能か不明。**

多層フィルムのイメージ



- ① 今後の委任規則・実施規則で定める性能等級で、**等級A，B，Cを満たせるかどうかのポイント**
- ② **満たせない場合、代替包装に変更する必要。**
リサイクル可能な代替包装の研究開発が必要。

5. 具体的な規制内容③（第7条 プラスチック包装の最低リサイクル含有割合）

1. **2030年1月1日**（又は実施規則施行の3年後のどちらか遅い時期）以降、**プラスチック包装**（医療機器用包装の一部や堆肥化可能なプラスチック包装を除く）は、**最低割合のリサイクル材を含まなければならない**。

	2030 年以降	2040 年以降
ポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする接触包装材（使い捨て飲料用ボトルを除く）	30%	50%
PET 以外のプラスチック材料から作られた接触包装材（使い捨て飲料用ボトルを除く）	10%	25%
使い捨て飲料用ボトル	30%	65%
上記以外の包装	35%	65%

2. 包装に含まれるリサイクル材は、EU域内で収集された、又は**EUと同等の基準で第三国で収集されたものを使用**しなければならない。
3. 欧州委員会は、利用可能なリサイクル技術に関する委任規則、プラスチック割合等を計算する実施規則、**第三国の同等性を判断する実施規則を2026年12月31日までに制定**する。
4. 欧州委員会は**2028年1月1日までに**評価を行い、必要であれば上記割合を緩和する委任規則を制定する。

5. 具体的な規制内容④

1. 堆肥化可能な包装（第8条）

第6条（リサイクル可能な包装）の例外として、施行3年以内に、ティーバッグ、コーヒーの個包装、果物・野菜に添付されるラベルは、**堆肥化可能**でなければならない

2. 包装の最小化（第9条）

2030年1月1日までに、製造事業者・輸入事業者は、**包装が必要最小限まで削減**されるよう設計されていることを確認しなければならない。

3. 再利用可能な包装（第10条）

再利用可能な包装とみなされるためには、再利用・再充填を目的として設計・上市されなければならない。

6. 表示規制（第11条）

1. 規則施行日 3 年半後（又は実施規則施行の 2 年後どちらか遅い時期）
 - ① **材料組成に関する情報（ピクトグラム）**（堆肥化可能な包装の場合等は、ラベルにその旨の表示）
 - ② **再利用プラスチックの割合**（プラスチック包装の場合）
2. 規則施行日 4 年後（又は実施規則施行の 2 年半後どちらか遅い時期）
 - ① **包装の再利用の可能性に関する表示**
 - いずれも、詳細はQRコードその他のデジタルデータキャリア等を包装に表示
 - 欧州委員会は、規則施行から18ヶ月後までに表示の要件、フォーマット、仕様に関する実施規則を定める。その際、複合包装（composite packaging）の特殊性を考慮に入れる。
 - 欧州委員会は、規則施行から18ヶ月後までに複合包装を含め、包装の材料組成を特定する方法を確立するための実施規則を定める。
 - 上記表示義務の開始前に製造・輸入された包装は、上記表示要件の発行日から36ヶ月後まで販売できる。

7. 事業者の義務①（第13条～第19条）

	製造業者	包装材供給業者	製造業者 代理人	輸入業者※	販売業者※
持続可能性要件（第5条～第10条）	○			○ 確認義務	
表示義務（第11条）	○			○ 確認義務	○ 確認義務
適合評価/宣誓書（第30条～第34条）	○			○ 確認義務	
関係書類保管義務	○		○	○	
連絡先表示	○			○	○ 確認義務
是正措置義務	○		○ 協力義務	○	○
情報提供義務	○	○	○	○	○

※自己の名称・商標の下に包装を上市する場合、製造業者の義務を負う

7. 事業者の義務②

1. 包装の空きスペースの上限（第21条）

2030年1月1日（又は委任規則施行3年後のいずれか遅い時期）までに、輸送用包装、電子商取引用包装は、空きスペースが最大50%であることを確保しなければならない。

2. 特定の包装の使用禁止（第22条）

2030年1月1日以後、以下の包装をしてはならない。

使い捨てプラスチック製グループ包装	例：空港のスーツケースのシュリンクラップ包装等
生鮮果実・野菜用の使い捨てプラスチック包装	例：ネット、トレイ等
使い捨てプラスチック包装	例：ホテル、レストラン等のトレイ、カップ等
ホテル、レストラン等の調味料、保存食、ソース、コーヒークリーム、砂糖等用の使い捨てプラスチック包装	例：小袋、トレイ、箱等
使い捨て宿泊用アメニティ包装	例：シャンプーボトル等
超軽量プラスチック製キャリーバッグ	

7. 事業者の義務③（再利用（リユース）（第23条～第28条））

1. 再利用可能な包装を利用する事業者は、再利用のためのシステムに参加し、同包装が同システムに適合することを確保しなければならない。
2. 各事業者はそれぞれの対象包装について、**2030年1月1日以降、一定割合の包装が再利用可能な包装であることを確保する義務**を負う。

対象	義務を負う業者	2030年1月1日～	2040年1月1日～
輸送用包装又は販売用包装 （パレット、折り畳み式プラスチックボックス、ボックス、トレイ等）	経済事業者 （製造事業者・販売事業者・輸入事業者等）	40%	70%
一定数の製品を在庫管理・流通単位でまとめる箱型グループ包装（段ボール以外）	経済事業者 （製造事業者・販売事業者・輸入事業者等）	10%	25%
アルコール飲料及びノンアルコール飲料の包装 （※除外品目あり）	最終流通事業者	10%	40%（最終流通事業者だけでなく、経済事業者全体の努力義務）

【参考】 日本酒等の瓶の再利用の取扱い

- 欧州委員会が2022年11月に提案した当初案では、飲料包装について、ビール、ワイン、日本酒、蒸留酒等幅広い飲料に対して再利用義務を課していた。



- しかし、2024年3月に暫定合意した案では、以下の飲料については**再利用義務の対象外**とされた。
 - ① 腐敗しやすい飲料、牛乳・乳製品
 - ② ワイン
 - ③ 芳香ワイン
 - ④ ワイン・芳香ワインに類似するブドウ以外の果物・野菜から作られた飲料
 - ⑤ その他発酵飲料（C Nコード2206 00に属するもの）【日本酒】
 - ⑥ 蒸留酒等（C Nコード2208に属するもの）【焼酎、梅酒、ゆず酒等】

✓ 読売新聞（2024年2月24日）
「人気の日本酒がEUで「禁輸」危機…30年以降に瓶の再利用義務化、政府が除外目指し外交攻勢」

✓ 日本経済新聞（2024年3月1日）
「日本酒や和牛、欧州から締め出し危機 EUの包装規制で」

✓ 日本経済新聞（2024年3月5日）
「EUの包装規制、日本酒を除外食品フィルムは規制対象」

✓ 読売新聞（2024年3月6日）
「日本酒、EU域内への禁輸措置を土壇場で免れる…瓶の再利用義務化から除外」

✓ 日本経済新聞（2024年3月15日）
「日本酒禁輸、瀬戸際で回避」

7. 事業者の義務④（充填・詰め替え（第28a条、第28b条））

1. 施行日から24ヶ月後以降、ホテル・レストランなどの最終販売事業者は、**消費者が自ら容器を持参して充填できるシステムを提供**しなければならない。
2. 施行日から36ヶ月後以降、ホテル・レストランなどの最終販売事業者は、**消費者に再利用可能な容器で飲料・食品を提供する選択肢**を設けなければならない。
3. 2030年以降、事業者は製品の**10%**を再利用可能な包装形態で提供するように努めなければならない。

8. 加盟国の義務①（プラスチック製買い物袋の削減（第29条））

1. EU加盟国は、プラスチック製買い物袋の削減措置を講じる。
2. 2025年12月31日までに、年間1人当たり消費量が40枚を超えなければ、削減がなされたとみなされる。

8. 加盟国の義務②（生産者登録簿（第39条））

1. EU加盟国は、規則施行から18ヶ月までに、生産者（EU加盟国領域内で初めて包装を利用可能とする製造事業者、輸入事業者、販売事業者）が要件を遵守していることを監視するために、生産者登録簿を作成しなければならない。
2. 生産者は、登録簿に登録しなければならない。
3. 生産者は、初めて包装を上市するそれぞれのEU加盟国に対して登録申請をしなければならない。
4. 生産者は、加盟国に対して登録をしていない場合、当該加盟国において包装の利用を可能にしてはならない。

8. 加盟国の義務③（再利用・デポジット・リターン・システム（第43条・第44条））

1. 加盟国は、再利用・質の高いリサイクルのため、全ての包装廃棄物の返却・分別・回収システムを整備する。
2. 加盟国は、2029年1月1日までに、
 - ① 3リットル以下の**使い捨てプラスチック飲料ボトル**
 - ② 3リットル以下の**使い捨て金属製飲料容器**について、**1年間当たり最低90%の分別収集を確保するためのデポジット・リターン・システム（保証金返還システム）を整備する。**
3. ただし、ワイン、蒸留酒、日本酒等は除く。

9. 適合性評価（第30条～第34条・付属書Ⅶ及びⅧ）

1. **製造事業者**は、以下の要件に関する適合性に関する評価を、付属書Ⅶに定める手順に従って行い、付属書Ⅷにあるモデル構造を有するE U **適合宣誓書を作成**する。これによって**製造事業者は、包装が本規則に規定された要件に適合する責任を負う。**

- ① 有害物質の使用規制（第5条）
- ② リサイクル可能な包装（第6条）
- ③ プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（第7条）
- ④ 堆肥可能な包装（第8条）
- ⑤ 包装の最小化（第9条）
- ⑥ 再利用可能な包装（第10条）
- ⑦ 表示規制（第11条）

2. 適合性評価手順（付属書Ⅶ）

- ① 以下を内容とする技術文書を作成する。
 - a. 包装及びその使用目的の一般的な説明
 - b. 概念設計、製造図面、部品材料
 - c. これらの図面・スキームの説明
 - d. リサイクル可能な包装、包装の最小化、再利用可能な包装の評価がどのように実施されたかの定性的な説明
 - e. 試験報告
- ② 製造業者は、製造工程・監視を保証し、必要な措置を講じる。

E U適合宣誓書のモデル構造（付属書Ⅳ）

1. パッケージの固有識別番号
2. 製造事業者及び該当する場合は認定代理人の
名称・所在地
3. この適合宣言は、製造事業者の単独責任の下、
発行される。
4. 宣言の対象：包装の説明
5. 宣言の対象は、関連するE U法規に適合して
いる。
6. 関連する整合規格又は共通仕様への言及、あ
るいは適合性が宣言される他の技術仕様への
言及
7. 追加情報
8. 署名者の発行地・日付、名前・役職、署名



10. 拡大生産者責任(EPR) (第40条―第42条)

1. 生産者は、加盟国の市場で初めて入手可能となる包装又は包装製品について、拡大生産者責任(EPR)を有する。
2. 生産者の負担金は、以下の費用を対象とする。
 - ① 廃棄物の分別回収・輸送・措置費用
 - ② 情報提供費用
 - ③ データ収集費用
 - ④ 表示添付費用
 - ⑤ 回収された混合都市廃棄物の組成分析調査費用

参考：ブリュッセル事務局の活動状況ー

- 2023年9月 ブリュッセル事務局設立：E U代表部大使公邸でE Uの日本産食品輸入規制撤廃を受けて福島県産品等をP Rするレセプションを実施
- 2023年9月～ 事業者等とのE U規制に関する意見交換等実施（随時）
- 2023年12月 E U規制情報に関するメーリングリスト開始
【登録はこちらまで】 euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp
https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html
- 2024年3月 E U代表部・ベルギー大使館で日本産食品をP Rするレセプションを開催
- 2024年5月 E U進出日系食品メーカーとのE U規制に関する意見交換会を開催

【E U規制情報】

1. 毎月E U規制情報を更新中

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

2. 個別レポート配信中（食品添加物、食品包装、食品接触財等）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

3. 深掘りレポート配信中（食品ラベル、日本酒、P P W R）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#EU>

【畜産関連情報】



ALIC海外情報

<https://lin.alic.go.jp>

[/alic/week/eu.htm](https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm)

<https://lin.alic.go.jp>

[/alic/week/eu.htm](https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm)

輸出支援プラットフォーム ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html>



メールマガジン配信登録はこちら（登録無料）

[ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）](#)

[農林水産物・食品 - 産業別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

